JMHV	132582	りょうせい
JROD	130928	第三十八海幸丸
JD2420	128559	ひたち
JD2799	140848	富士丸
JE2969	130847	はやぶさ
JG3042	111078	長豊丸
JG3706	121471	第一泰洋丸
JG4198	125947	はまゆう
JG4329	126039	第二成田不動丸
JG5161	133738	すみれ丸
JG5359	134958	フロンティア
JH3252	131574	芳伸丸
JH3260	133211	豊洋丸
JH3322	133231	まりんろーど２
JI3202	115740	第十八新丸
JI3314	128714	第十富士丸
JI3527	134125	第十二ひかり丸
JJ3805	132307	さんこう43
JJ3856	132385	せとうち
JJ3876	132406	豊誠丸
JJ3916	134229	第八輝栄丸
JK4410	127187	天陽丸
JK4651	128024	第二十三光洋丸
JK4770	131823	豊福丸
JK4975	131025	日喜丸
JK5110	133070	第八福徳丸
JK5220	133695	第三太陽丸
JK5257	134062	第八進洋丸
JL5880	131449	明神丸
JL5890	131459	大真丸
JL5960	132055	第三伯和丸
JL6005	132133	伸榮丸
JL6060	132149	第三十一新盛丸
JL6446	135156	三高丸

○関東地方整備局告示第二百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表に次のように加える。

十七	財団法人住宅保証機構	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館	省令第十五条第一号及び第二号に掲げる区分	埼玉県さいたま市の全域並びに東京都千代田区、中央区及び港区の全域	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館	平成二十一年六月三十日	指定した日から五年間

JM4342	120740	第五米榮丸	21. 6. 15				
JM4345	120743	第五とも丸	21. 6. 12				
JM4507	122812	第二十八千栄丸	21. 6. 19				
JM4560	122876	第六十八大豊丸	21. 6. 3				
JM5029	124825	第七興栄丸	21. 6. 3				
JM5758	130323	第十一号和新丸	21. 6. 11				
JM5773	130427	第三ともえ丸	21. 6. 19				
JM5816	130447	第十一大栄丸	21. 6. 29				
JM6121	132610	光丸	21. 6. 19				
JM6364	134511	正賢丸	21. 6. 24				

○国土交通省告示第八百九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

証書番号	証書の付与日	船舶番号	船名
7521	昭和63. 7. 14	130414	第七泰世丸
7522	63. 7. 14	130415	第八泰世丸

A0215134　平成14. 6. 13　115587　はやとり二世

○国土交通省告示第八百十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

証書番号	証書の付与日	船舶番号	船名
3538	平成5. 6. 18	131574	芳伸丸

A03111404　15. 4. 22　130847　はやぶさ
A04181514　16. 9. 22　140073　たいゆう２
A08101117　20. 12. 18　131110　松耀丸

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市高内二三三一番一から同市高内字瀬先割一四五番一八まで	前	一一・〇〇～一八・〇〇メートル	〇・一八八キロメートル
	後	一一・八〇～三七・〇〇メートル	〇・一八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号及び三百六十号　富山市高内二三三一番一から同市高内字瀬先割一四五番一八まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市上大久保字辨山割一三五九番二から同市上大久保字辨山割一三四六番一まで	前	一三・六〇～一五・八〇メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	一四・五〇～二三・五〇メートル	〇・〇八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号及び三百六十号　富山市上大久保字辨山割一三五九番二から同市上大久保字辨山割一三四六番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十八日